

(お願い) 商店街やスーパーマーケット等における 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について

令和2年4月24日

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年4月16日、全都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言の対象となったことを受け、本県においては、翌4月17日から5月6日までの期間について、特措法第45条第1項に基づき、不要不急の外出の自粛を要請したところです。

しかしながら、生活の維持に必要な公園での運動やスーパーマーケット等での買い出しの場面において、週末に多くの人が集まっている状況にあり、感染対策が課題となっています。

このことから、感染拡大防止対策を強化するため、以下について広く事業者及び県民に対する周知に御協力願います。

商店街やスーパーマーケット事業者の方へ

下記の感染対策について考慮願います

- ・ 通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合は適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う
- ・ 入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人との距離を適切にとる
- ・ 人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒
- ・ 入店前後における手指衛生の徹底
- ・ 会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置する

県民のみなさまへ

- ・ 買い物に出かける際は最小限の人数で、混雑時を避けるようお願いします
- ・ 公園等において散歩等を行う場合も、少人数で混雑時を避け、人と人との距離を適切にとってください
(※公園管理者の方は、一律に閉鎖するのではなく、地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策についての利用者への協力を呼びかけていただくようお願いいたします)